

定期預金

令和7年12月8日現在

商 品 名	相続定期預金
-------	--------

ご利用いただける方	<p>相続により取得した次の資金を原資としてお預けいただける個人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫及び当金庫以外の金融機関における相続手続き分 ・相続により取得した不動産や有価証券等の換金代金 <p>※既に当金庫にお預入れの相続人名義の預金（相続によるものではないもの）は対象外とさせていただきます。</p>
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年 ・ 自動継続（元金継続、元利金継続）のみの取扱いとなります
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<p>一括預入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スーパー定期：100円以上1,000万円未満 ・ 大口定期：1,000万円以上 <p>1円単位</p>
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<p>固定金利</p> <p>店頭金利 + 年0.30%</p> <p>自動継続後の適用金利は、継続日における預入期間1年のスーパー定期又は大口定期の店頭表示金利となります。</p> <p>満期日以後に一括して支払います。</p> <p>付利単位を1円単位とした1年を365日とする日割計算</p>
必要書類	<p>原則として下記①及び②の書類を提出いただきます。</p> <p>① お預け入れされる方が相続人であることが確認できる書類</p> <p>例) ・ 遺産分割協議書の写し ・ 戸籍謄本の写し ・ 法定相続情報の証明書</p> <p>② 本定期預金の預入原資が相続により引き継いだものであることが確認できる書類</p> <p>例) ・ 被相続人名義の解約済通帳又は計算書の写し ・ 遺言書（公正証書又は自筆証書遺言で検認済のもの） ・ 保険金等支払通知書</p>
税金	<p>個人の方の利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（但し、マル優の場合は除きます。）</p> <p>※ 令和19年12月31日までに受け取る利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</p>
手数料	—
付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。

定期預金

令和7年12月8日現在

商品名	相続定期預金
-----	--------

中途解約時の取扱い (スーパー定期)	<p>満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率及び預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>解約日までの預入期間</th> <th>期限前解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6カ月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>6カ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>	解約日までの預入期間	期限前解約利率	6カ月未満	解約日における普通預金の利率	6カ月以上1年未満	約定利率×50%
解約日までの預入期間	期限前解約利率						
6カ月未満	解約日における普通預金の利率						
6カ月以上1年未満	約定利率×50%						
中途解約時の取扱い (大口定期)	<p>①預入日の1カ月後の応答日の前日までに解約する場合 下記A、B、Cのうち、最も低い利率とします。但し、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%を下限とします。</p> <p>②預入日の1カ月後の応答日以後に解約する場合 下記B、Cのうち、いずれか低い利率とします。但し、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%を下限とします。</p> <p>A 解約日における普通預金利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)}÷預入日数</p> <p>(注) 基準金利とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日まで新たに預入した場合に適用される大口定期預金の利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。満期日までの日数が1カ月未満の場合は、大口定期預金1カ月ものを基準とします。</p>						
金利情報の入手方法	金利はホームページ又は窓口へご照会ください。						
預金保険制度	預金保険制度により元本1,000万円までとその利息が保護の対象になります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補填金が保護されます)						
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部法務課(9時～17時、電話：096-366-1148)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話：096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総務部法務課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部法務課もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>						

定期預金

令和7年12月8日現在

商 品 名	相続定期預金
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none">・ 証書式・通帳式・総合口座にて作成可能になります。 ※アプリによる新約は対象外・ 本預金の利用は被相続人につき原則1回限りになります。・ 満期日以後の利息は、解約日又は書換継続日における普通預金利率により計算します。・ 商品内容の詳細については、当金庫営業日に営業店または業務部（9時～17時、電話：096-366-1123）にお尋ねください。